

運河ルネサンスガイドライン

[実施要綱]

制定 平成17年3月29日
16港整計第91号
最終改正 平成28年11月18日
28港整計第83号

(目的)

第1 このガイドラインは、運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力等を創出することを目的とした取り組み（以下「運河ルネサンス」という。）を推進し、東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資することを目的として定める。

(協議会の設立)

第2 運河等水域を含む一定の区域において、運河等水域の活用を図り地域のにぎわいや魅力等の創出を推進しようとする者は、自らが主体的に運営し、かつその区域における運河ルネサンスの基本的な方針等を定めるため、運河ルネサンス地域協議会（以下「協議会」という。）を共同して設立するものとする。

(協議会の登録)

第3 港湾局長は、運河等水域を含む一定の区域において、協議会の申請に基づき、その構成員が当該区域における運河ルネサンスの基本的な方針等を定めるに際して適当であること、並びに当該協議会の活動内容が、当該地域のにぎわいや魅力等の創出に資するものであることを認めるときは、当該協議会を当該区域の運河ルネサンス地域協議会として登録するものとする。

(運河ルネサンス計画の作成)

第4 第3の規定により登録を受けた協議会（以下、「登録協議会」という。）は、運河等水域の活用を図ることを通じて、地域のにぎわいや魅力等の創出を推進するために必要となる基本的な方針及び計画（以下、「運河ルネサンス計画」という。）を作成するものとする。

(運河ルネサンス計画の届出)

第5 登録協議会は、運河ルネサンス計画を作成したときは、当該計画を港湾局長に届け出ることとする。

(運河ルネサンス推進地区の指定)

第6 港湾局長は、登録協議会より届出された運河ルネサンス計画が、都の方針に沿った内容と認められる場合には、当該計画の趣旨を尊重し、運河ルネサンスを積極的に推進する区域（以下「運河ルネサンス推進地区」という。）を指定するものとする。

(登録協議会等に対する支援等)

第7 港湾局長は、運河ルネサンス推進地区において、登録協議会又は当該地区内で運河ルネサンス計画に基づく事業を行おうとする者が、円滑に運河ルネサンスを遂行し、その目的を達

成することが出来るよう、必要な技術的支援及び協力を積極的に行うものとする。

(区に対する協力要請等)

第8 港湾局長は、運河ルネサンス推進地区において、登録協議会又は当該地区内で運河ルネサンス計画に基づく事業を行おうとする者が、円滑に運河ルネサンスを遂行し、その目的を達成することが出来るよう、その区域の属する区（以下「関係区」という）の長に、必要な技術的支援、協力及び助言を行うことを要請するものとする。

(運河ルネサンスにおける水辺の賑わい推進プログラム)

第9 運河ルネサンス推進地区において、運河ルネサンス計画に基づく事業を行おうとする者又は、運河ルネサンス計画に基づく事業を既に行っている者は、運河ルネサンスにおける水辺の賑わい推進プログラムを実施することができる。

2 運河ルネサンスにおける水辺の賑わい推進プログラムを実施する場合は、対象地区の運河ルネサンス計画に反映させる等、整合を図るものとする。その他、実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目)

第10 このガイドラインに定めるほか、運河ルネサンスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成21年6月1日より「運河ルネッサンス」を「運河ルネサンス」と読みかえるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成28年11月18日から施行する。